

廃棄物処理等に関する三者会議設置規則

令和4年2月24日

規則第1号

(設置)

第1条 岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）で執行する一般廃棄物中間処理事業のうち、岸和田市及び貝塚市（以下「関係市」という。）に係る案件について、当該事業の円滑かつ合理的な運営を図るため、関係市と組合の三者（以下「三者」という。）による廃棄物処理等に関する三者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、以下の職員をもって構成する。ただし、管理者は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(1) 岸和田市

- ア 廃棄物処理担当副市長
- イ 廃棄物処理担当部長
- ウ 廃棄物処理担当課長

(2) 貝塚市

- ア 廃棄物処理担当副市長
- イ 廃棄物処理担当部長
- ウ 廃棄物処理担当課長

(3) 組合

- ア 事務局長
- イ 事務局次長
- ウ 事務局総務課長
- エ 事務局環境技術課長
- オ 事務局参事

2 第3条の協議事項について関係市のいずれかの市長（以下「当該関係市長」という。）が必要があると認めるとき、第1項の規定に関らず、当該関係市長は、当該関係市職員に限り関係者として出席させることができる。

なお、その場合、当該関係市長は、もう一方の関係市長と調整の上、その旨を事前に組合事務局に報告しなければならない。

(協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総事業費が概ね5億円以上、又は事業期間が複数年となる大規模な事業に係る事項
- (2) 岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例（昭和44年条例第12号）第2条の手数料に係る事項
- (3) 議会の議決に付すべき契約及び取得又は処分に関する条例（昭和41年条例第3号）第

3条の財産の取得又は処分に係る事項

- (4) 組合管理地の用途変更に係る事項
- (5) 関係市長から請求がある事項
- (6) 管理者が必要があると認める事項

(会議の招集及び運営)

第4条 会議は、管理者が招集する。

- 2 前項の会議を開催する場合においては、管理者は、会議に付する事件並びに会議開催の日時及び場所を構成員に通知するものとする。
- 3 会議の進行は、組合事務局長が行うものとし、組合事務局長不在のときは、組合事務局次長がその職務を代理する。
- 4 会議の庶務は、組合事務局が行う。

(三者協議会)

第5条 会議には、三者協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、以下の職員をもって構成する。
 - (1) 岸和田市
 - ア 廃棄物処理担当部長
 - イ 廃棄物処理担当課長
 - (2) 貝塚市
 - ア 廃棄物処理担当部長
 - イ 廃棄物処理担当課長
 - (3) 組合
 - ア 事務局長
 - イ 事務局次長
 - ウ 事務局総務課長
 - エ 事務局環境技術課長
 - オ 事務局参事
 - (4) その他、関係市の各担当部長又は組合事務局長が指名する職員
- 3 協議会は、組合事務局長が必要があると認めるときに招集する。
- 4 協議会の進行は、組合事務局長が行うものとし、組合事務局長不在のときは、組合事務局次長がその職務を代理する。
- 5 協議会の庶務は、組合事務局が行う。

(実務担当者会議)

第6条 協議会には、実務担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

- 2 担当者会議は、以下の職員をもって構成する。
 - (1) 岸和田市
 - ア 廃棄物処理担当課長

イ 廃棄物処理担当参事

ウ 廃棄物処理担当主幹

(2) 貝塚市

ア 廃棄物処理担当課長

イ 廃棄物処理担当参事

ウ 廃棄物処理担当課長補佐又は廃棄物処理担当主幹

(3) 組合

ア 事務局環境技術課長

イ 事務局総務課長

ウ 事務局参事

エ 事務局環境技術課主幹

オ 事務局環境技術課係長

(4) 組合事務局長及び組合事務局次長は、オブザーバーとして参加することができる。

(5) その他、関係市の各担当課長又は組合事務局環境技術課長が指名する職員

3 担当者会議は、毎月1回開催するものとする。

4 担当者会議の進行は、組合事務局環境技術課長とし、組合事務局環境技術課長不在のときは、組合事務局総務課長がその職務を代理する。

5 担当者会議の庶務は、組合事務局が行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(岸和田市貝塚市清掃施設組合理事等設置規則の廃止)

第2条 岸和田市貝塚市清掃施設組合理事等設置規則は、廃止する。

附 則 (令和5年7月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。